

これから上越市に転入し、住宅を取得する人
(新築は着工日前に、購入は契約日前に申請書を提出)

上越市移住定住応援住宅取得費補助金 交付申請時提出書類チェックシート

- 補助金交付（変更）申請書（第1号様式）

- 誓約書（第2号様式）

- 申請年度及び前年度の市区町村税に未納がないことを確認できる書類（納税証明書等）
※各年度の課税基準日において当市への転入手続きがお済の方は、提出不要です。
（お済でない方は転入前の住所地の市区町村から取り寄せてください。）
 《課税基準日》1月1日：市町村民税、固定資産税
 4月1日：軽自動車税

※年度当初に申請される場合において、前住所地の市区町村から納税証明証等を交付できないとの連絡がありましたら、担当までその旨をお知らせください。

- 申請者及び世帯員の戸籍の附票の写し
 ※申請者本人が転入する場合は、申請者分のみを提出してください(世帯員分は不要)。

- 母子健康手帳、または申請者・世帯員が妊娠していることを確認できる書類の写し
 ※妊婦を含む世帯の方が申請する場合のみ提出してください。

- 見積書、その他補助対象経費を確認できる書類の写し

- 現況写真
 - 住宅を新築する場合
 - ・住宅を新築する敷地の全体を撮影
 - ・A4サイズの紙にL判（89×127mm）以上で印刷し、撮影年月日を記入

 - 建売住宅又は中古住宅を購入する場合
 - ・住宅の全体を撮影
 - ・A4サイズの紙にL判（89×127mm）以上で印刷し、撮影年月日を記入

《留意事項》

- ①住宅を取得・転入した日から1月を経過する日、または交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。
（当該年度の末日までに提出されない場合は、補助金を交付することができません。）

- ②住宅の取得日とは？
 - ・住宅の新築 「新築に係る工事が完了した日」又は「工事費用の支払が完了した日」のいずれか遅い日

 - ・建売住宅の購入 } 購入費用の支払が完了した日
 - ・中古住宅の購入 }